



新眉山クラブ
松井 大助
議員

▼市の消毒について

Q 島原市保健環境連合会のメンバーはどうなっているのか。

A 町内会・自治会連合会の有明、三会、杉谷、森岳、霊丘、白山、安中の七地区の連絡協議会で構成されており、住民の健康増進、環境保全及び公衆衛生の向上発展に努め、明るく住みよい健康なふるさとを建設することを目的に、平成二十年四月に設立されている。

Q 煙霧消毒の工夫賃金の補助はなぜなくなったのか。

A 消毒を実施するに当たっては、保健環境連合会の総会で実施方法、他市の状況などについて時間をかけて検討され、今年度見直しが行われた。見直しの内容は、消毒作業に係る人夫賃金相当の助成を廃止するとされた。なお、消毒を希望する町内会、自治会には、これまでどおり機材の貸し出し及び薬剤、燃料費は支給されることになっている。

Q 市としての対応はどう考えているのか。

A 具体的な実施方法及び消毒のあり方については、保健環境連合会の決定を尊重したいと考えている。また、衛生害虫駆除事業を保健環境連合会が主体となり実施していただいているが、市は必要に応じて支援し、今後も保健環境連合会で協議し、より効率的、効果的に実施していただきたいと考えている。

▼合併浄化槽設置に伴う処理水の放流について

Q 合併浄化槽を設置したくてもできない地域は、私道を市道にして、側溝の整備を進めることはできないのか。

A 合併浄化槽設置に伴う処理水の放流は、浄化槽を設置する際に設置届を出していたとき、それに基づき市道側溝等への放流を認めている。また、市道側溝以外に放流しようとする場合には、所有者や管理者の承諾を得て放流するように意見を申し添えている。なお、市道になっていない道路を市道認定するかどうかについては、基準を定めており、その基準に照らし合わせて個別相談に応じ判断している。



▼コンパクトシティの市役所像について

Q 島原市庁舎整備懇話会の提言内容と、市長の考え方及び今後の展開は。

A 昨年七月に懇話会を設置し、約一年間、五回にわたり御論議いただき、先月末に提言をいただいた。庁舎建設の必要性については、現庁舎は老朽化によって市民サービスの向上や効率的な行政運営を図る上で支障を来している。また、耐震性が確保されておらず、これらを抜本的に改善するには、新庁舎の建設が必要であり、合併特例債の活用が望ましいとされている。庁舎の機能については、新庁舎は市民に身近に開かれた庁舎であり、また、災害時には防災拠点の役割を果たす必要があるとされている。建設場所については、庁舎建設を新しい島原市のまちづくりの一環としてとらえ、中心市街地の活性化に資するよう配慮が必要であるとされている。また、財政面、まちの歴史、交通の便などを踏まえ、現在地及びその周辺を活用した建てかえが望ましいものと考えられるとされている。



政策研究会
松坂 昌應
議員

島原市庁舎整備懇話会の意見を十分吟味させていただき、新庁舎建設が市の活性化につながるよう議会とも十分御相談しながら、建設構想に着手させていただきたい。合併特例債を活用することが望ましいことから二十七年までに事業を完了させたい。

Q この提言書では庁舎建設によりコンパクトシティを目指すとしているが、コンパクトシティとはどのような考えなのか。

A 一般的な概念としては、郊外への開発拡大を抑制し、農地や緑地の保全を図るとともに、商業・業務機能に偏った市街地中心部に居住空間を整備して都心居住を進めるといふ考え方である。

▼固定資産税が高過ぎるのでは

Q 商店街の地価は下がっているのに、固定資産税は上がり続け、商店主たちは苦勞している。

A 平成三年をピークに商店街の地価は現在、約四分の一になっている。平成六年の国の税制見直しのため、固定資産税は平成十年ごろまで上がり続けたが、現在、ピーク時の半分以上まで下がっている。

【その他の質問項目】

◇住民基本台帳の問題点